特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
35	子育て支援医療費助成事業に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、子育て支援医療費助成事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和7年10月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	子育て支援医療費助成事業に関する事務				
②事務の概要	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担部分に対し、府と 市が財政支援を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 受給資格審査 〈Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るオンライン資格確認事務〉 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナボータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードを オンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。				
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー、PublicMedicalHub(PMH)				
2. 特定個人情報ファイル名					
人履歴テ-ブル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項、第19条第6号 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項 別表第1の1の項				
4. 情報提供ネットワークシス	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第9号				
5. 評価実施機関における担当	台部署				
①部署	福祉部 保険医療課				
②所属長の役職名	保険医療課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正	・利用停止請求				
請求先	総務部総務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1044				
8. 特定個人情報ファイルの取	双扱いに関する問合せ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ				
連絡先	福祉部保険医療課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1075				
9. 規則第9条第2項の適用	[] 適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		:満]	<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上	
	や和7年2月1日 時点					
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護	評価書の種類						
				<選択肢>			
				1) 基礎項目評価書			
[基礎	楚項目評価書]		2) 基礎項目評価書及び重点項目	評価書		
				3) 基礎項目評価書及び全項目評	在書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
				<選択肢>			
目的外の入手が行われるリスクへ	[十分である]	1) 特に力を入れている			
の対策は十分か		171 (0)-0	J	2) 十分である			
				3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
				<選択肢>			
目的を超えた紐付け、事務に必要	г	十分である	1	1) 特に力を入れている			
のない情報との紐付けが行われるリ		171 (0)	1	2) 十分である			
スクへの対策は十分か				3)課題が残されている			
				<選択肢>			
権限のない者(元職員、アクセス				1) 特に力を入れている			
権限のない職員等)によって不正に	[十分である]	2) 十分である			
使用されるリスクへの対策は十分か				3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取	扱いの季託			[0]	委託しない		
4. 特定個人情報ファイルの収	(水で・の)安山			[0]	Zu Cav.		
				<選択肢>			
委託先における不正な使用等のリ	ι]	1) 特に力を入れている			
スクへの対策は十分か	-		2) 十分である				
				3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委	託や情報提供オ	、ットワークシステム	を通じた提供を除く。)	[•]	提供・移転しない		
				<選択肢>			
不正な提供・移転が行われるリス	[]	1) 特に力を入れている			
クへの対策は十分か		•	2) 十分である				
				3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシス	テムとの接続		[]	接続しない(入手) [○]	接続しない(提供)		
				<選択肢>			
目的外の入手が行われるリスクへ	[十分である]	1) 特に力を入れている			
の対策は十分か	-		-	2) 十分である			
				3) 課題が残されている			
				<選択肢>			
不正な提供が行われるリスクへの	[]	1) 特に力を入れている			
対策は十分か	-		-	2) 十分である			
				3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[] 人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か	[十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	日けンステム側において必要取収極ている。	をの人致、参照型!	囲となるよう、ユーザー認証やアクセス権限発効・失効の管理を行っ			
9. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内	1部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えら	れる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 5) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	る。USBメモリは、事前に許可を得	得た媒体のみ使用	では、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限されてい 可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じて れるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項、第19条第6号 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項 別表第1の2の項	の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項、第19条第6号 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	事後	R7.7.1条例改正により2を修正